

告示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年七月九日から三十日間埼玉県川越県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年七月九日

埼玉県川越県土整備事務所長 新井哲也

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百六十三号
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
地先まで	所沢市宮本町二丁目八八番九地 先から同市宮本町二丁目二番一二	区 間
一一・〇五 五五・七五	一一・〇五 四三・八四	敷地の幅員 (メートル)
一九・四六		延長 (メートル)
る。	交差点改良事業によ	備考